

博士学位請求論文概要書

古代東国史の基礎的研究

川尻 秋生

初出一覧

序章 古代地域史研究の現状と本論の視角（新稿）

第I部 古代東国論

第一章 坂東の成立

（『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』一二、一九九九年）

第二章 平安貴族がみた坂東—平将門の乱の影響を中心として—

（『日本歴史』六三五号、二〇〇一年）

第三章 古代安房国の特質—安房大神と膳神—

（『延喜式研究』一〇、一九九五年）

付論 大生部直と印波国造—古代東国史研究の一試論—

（『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』一四、二〇〇一年）。平成二二年度文部省科学研究費基盤研究B（2）「古代文字資料のデータベース構築と地域社会の研究」（研究代表者 吉村武彦）の分担研究の成果の一部。

第II部 平将門論

第一章 平良文と将門の乱—『大法師浄藏伝』所引『外記日記』逸文の検討—

（『千葉県史研究』一、一九九三年）

第二章 平将門の乱と陸奥国

（『日本歴史』五二七、一九九二年）

第三章 平将門の新皇即位と菅原道真・八幡大神大菩薩—菅原道真・八幡神の託宣をめぐる—

（『千葉県史研究』九、二〇〇一年）

第四章 平維良の乱（新稿）

ただし、「下総国府を焼討ちした平維良—平忠常の乱の史的前提—」（『千葉県史学』二〇、一九九二年）をもとに改稿。

第III部 交通論

第一章 古代東国の外洋交通（新稿）

ただし、「古代東国の外洋交通」（一九九七年度歴史学研究会大会特別号『歴史学研究』七〇三、一九九七年）をもとに改稿。

第二章 古代東国の沿岸交通—中世との接点を求めて—

（『千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—』一一、一九九八年）

第三章 「香取の海」の水上交通（新稿）

御牧制の成立—貞観馬寮式御牧条の検討を中心として—

（『山梨県史研究』七、一九九九年）

第五章 院と東国—院牧を中心として—

（千葉県歴史学会編『古代国家と東国社会』、高科書店、一九九四年）

序章では、古代地域史研究の現状と本論の視角について述べた。

古代地域史研究は、他の時代と比較して自覚的に行われておらず、その原因として、古代史研究者が、国家の成立と変質にもつばら眼を向けてきたこと、史料が限定される地域史の叙述が困難であると認識してきたことをあげた。ついで、古代史における最近の史料学の深化について触れ、この進捗にもなつて、自治体史のレベルが向上したことを述べた。今後の課題として、なお一層の厳密なる史料の調査・研究、また、学際的研究の重要性を指摘し、歴史学の環境問題への取り組みの必要性を説いた。

ついで、本論の視角として、東国論、平将門論、交通論それぞれについて、研究の現状を分析し、本論文の主たる目的・方法について私見を述べた。

第I部古代東国論には、古代東国の特質について論及した論考を集めた。

第一章「坂東の成立」は、坂東という地域概念がいつ頃、なぜ成立したのかという点を考察し、併せて坂東の特色を論じたものである。

坂東の初見は、「坂東九国」の兵士三万人に騎射を教習させた『統日本紀』神龜元年（七二四）四月癸卯条であり、この九国とは、相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野国および陸奥国と考えられる。一方、養老二年（七一八）頃に成立した『常陸国風土記』では、足柄坂以东の八国と表記され、この時点では安房国が上総国から独立していないから、八国とは相模・武蔵・上総・下総・常陸・上野・下野国および陸奥国であり、この段階では、坂東という概念が成立していなかった。ところが、それまで信濃・甲斐・駿河・遠江国を含んでいた征夷軍の編成が、神龜元年以降、相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野国および陸奥国に限定されたところから、坂東という地域概念は、陸奥国を含む「坂東九国」として成立した。坂東の成立は、律令国家の東北政策の画期であり、神龜元年頃に成立した多賀城や鎮兵制と表裏の関係にあった。

一方、天平宝字年間には、藤原仲麻呂により、積極的な征夷政策がとられ、その兵員および兵糧米は、坂東八国（相模・武蔵・安房・上総・下総・常陸・上野・下野国）から臨時かつ大量に供給されるようになった。その結果、それまで坂東に含まれていた陸奥国が脱落し、ここに坂東八国体制が成立した。

坂東という概念は、征夷と密接な関係にあり、言外に征夷という意味を内包していた。したがって、坂東の諸勢力には、東北地方を征服すべき地域とみる観念が後代までも存在し続けた。

第二章「平安貴族がみた坂東—平将門の乱の影響を中心として—」は、平安中後の貴族

が坂東に対して持っていた亡弊国、治安の著しく悪い地域、疫病のはびこる地という觀念が、何を契機として生まれたのかを明らかにした論考。

坂東諸国の国司が、国内の軍事力微発の権限をもつ押領使を兼帯することは、諸国申請雑事（任期のはじめに国内の雑事を政府に申請し許可を得ること）で恒例化していた。この淵源は、平将門の乱直後から、坂東の国司が治安の悪化を理由に押領使の兼帯を申請・許可されていたことに求められる。また、内舎人が坂東諸国の掾に任じられた理由は、坂東の治安が悪いので弓馬に長じた者を任じるためであったが、この先例も、将門の乱の際、平貞盛等八人を坂東八国の掾に任命し押領使を兼帯させたことに範を求めた。さらに、坂東諸国の受領は、任期半分の二年分の官物を弁済すればよいとの先例があつたが、これも将門の乱による坂東の疲弊に起源があつた。以上の検討から、平安貴族が持っていた亡弊国、治安の著しく悪い地域という坂東観は、将門の乱により成立したことを示した。

一方、坂東の荒廢は平忠常の乱に基づくとの、主として中世史からの指摘があるが、『台記』久安元年（一一四五）正月二日条から、当時博識として知られた藤原頼長ですら、忠常の名を知らず、忠常の乱は、平安貴族の坂東観に反映していなかったことを論証した。

安和の変、永久元年（一一一三）に起きた南都・北嶺の強訴、源頼朝の挙兵など、大事件が起こった際、将門の乱とその大きさを比較する場合がみられる。このことは、平安貴族が後世までも、将門の乱に対して畏怖と嫌惡の共通認識を持ち続けたことを意味し、その延長上に坂東観を位置づけることができる。その結果、源平両氏など、将門の乱の鎮圧者の家系に辟邪性があるとの貴族の認識が生み出された一方、源頼信が石清水八幡に捧げた告文にみられるように、先祖が将門の乱を鎮圧したことが武士側にとつても最大のセールスポイントとなり、その点を最大限に強調することによって、王権に自己の存在意義を認めさせた。このような将門観は、武士の発生とも密接な関係を持っていた。

第三章「古代安房国の特質―安房大神と膳神―」は、神郡としても著名な安房国安房郡の歴史的特質を論述したものである。

『類聚三代格』天平三年（七三一）九月十二日勅から、安房の女性祭祀集団が平城宮の膳神（食事を司る神）の祭祀のために上番していたことを明らかにし、式内社安房坐神社の祭神安房大神が、大膳職に天皇の食事を司る御食津神として勧請されたという『高橋氏文』の記載が史実であることを解明した。そして、この女性集団は、安房国造大伴部直を中心としており、在地の祭祀と宮中祭祀が重層構造にあつたと推定した。

また、近時、平城宮から出土した安房国の木簡がすべてアワビの貢進付札であるところ

から、アワビの意味を分析し、アワビは単なる食料ではなく、「石決明^{いわけり}」として珍重される薬劑で、仙薬として天皇の長寿を予祝する機能があり、安房国の神・女性祭祀集団・アワビは、服属儀礼として王権のもとに集約されていたことを論じた。

安房国の特質は、大和政権に対する東国の存在形態を示す典型的な事例であり、調の原初的形態である二へがきわめて宗教的要素の強いものであり、安房国のアワビを単なる年料とする説は成立しないことを述べた。

第I部付論「大生部直と印波国造——古代東国史研究の一試論——」では、最後の前方後円墳浅間山古墳、日本最大級の終末期方墳岩屋古墳、白鳳寺院として著名な龍角寺、埴生郡家と推定される大畑遺跡などの造立者を検討し、国造のクニから評への分割について考察した。

平城宮左京二条大路から、天平七・八年（七三五・七三六）頃の年紀を有する木簡と共伴して、

「左兵衛下総国埴生郡大生直野上養布十段」

という木簡が出土した。この木簡の分析から、従来不明であった下総国埴生郡の郡領氏族が大生部（オオミブ）直であったことを明らかにした。また、『続日本紀』神龜元年二月壬子条の「外正八位下大生部直三穂麻呂」は、前後の国郡の配列から推して下総国埴生郡の郡領で、木簡にみえる野上の近親と考えた。そして、終末期古墳・初期寺院・郡家が隣在するところから、大生部直がこれらの造営主体であったと推測した。

また、隣郡の印幡郡には、古墳時代中期以降、公津原古墳群が営まれるが、終末期には龍角寺古墳群が優勢になるところから、宇治部直から壬生部直に移行した那珂国造、茨城直から壬生連に移行した茨城国造のごとく、印波国造職は、後の印幡郡領丈部直から大生部直に移行したのではないかと考え、その背後に大生部直を統括した上宮王家による東国支配を想定した。そして、最後の前方後円墳と推定されている浅間山古墳や大型方墳岩屋古墳築造の時期と、ミブ部設定の時期がほぼ重なるのも、両者の間に密接な関係があるためと考えた。

従来、国造のクニから立評への過程は、『常陸国風土記』を中心として検討され、国造職が本宗から新興氏族に交替した過程が看取されてきたが、考古学との協業によって、同様の現象を他の地域においても検出できる可能性があることを示した。

第II部では、平将門の乱について論じた。

第一章「平良文と将門の乱——『大法師淨藏伝』所引『外記日記』逸文の検討——」は、坂

東平氏の祖といわれながら、今までその実在が確認されなかった平良文を、信頼できる史料から検出し、彼が将門の乱に鎮圧側として関与していたことを論じたものである。

『大法師淨藏伝』が引用する『外記日記』は、平将門が下総国猿島郡で藤原秀郷・平貞盛に討たれたとの情報が、上野・信濃兩國を經由して都にもたらされた経緯を記したもので、『日本紀略』天慶三年（九四〇）二月二十五日条の原史料となった信頼できる史料である。従来、将門敗死の情報を最初に伝えた「平良口」という人物は、名の一部に欠落があり、どのような人物か不明であった。そこで、『大法師淨藏伝』の諸本調査を実施し、現在奈良国立博物館が所蔵する寛喜二年（一一三一）の写本が諸本の祖本・底本であることを確定した。その上で、残画を検討した結果、「平良口」が平良文である可能性が高いことが判明し、今まで伝承上の人物であった平良文が、はじめて信頼できる史料の上から確認された。そして、記事の内容から、良文が将門の鎮圧側に加わっていたことが推測され、良文の孫平忠常が房総の大私営田領主となり、さらに上総・千葉両氏が房総に勢力基盤を構築する基礎が、良文が将門追討に功績をあげたことによつて築かれたと考えた。

第二章「将門の乱と陸奥国」は、平将門の乱と奥羽地方の関係を論じた論考である。将門が一万三千の兵を率いて陸奥・出羽兩國を襲撃しようとしているとの陸奥国からの情報を記した『九条殿記』の逸文から、将門の乱の情報伝達を分析し、天慶二年（九三九）十二月の常陸国府襲撃事件以降将門の敗死まで、坂東の情報は直接坂東諸国から発信されず、信濃・甲斐・駿河国といった坂東の隣国からもたらされたことを示した。このことは、『将門記』の記載どおり、将門が坂東諸国を掌握したため、国衙機能が麻痺した結果であったと推定した。

その上で、当時の陸奥守平維扶と平貞盛の密接な関係から、『九条殿記』にみえる情報が貞盛からもたらされたと推定し、将門の父良将が鎮守府將軍であったこと、将門の弟将種が陸奥権介と謀反を起こしたことなどから、将門と東北地方には密接な関係があり、実際に将門が奥羽地方に出兵しようとしていた可能性があることを指摘した。また、貞盛・将門ともに、奥羽に注意を向けていたことは、奥羽を治めることができれば、経済・軍事的に強大な力を入れることができる反面、もし、敵対する相手が支配したとすれば、脅威になるという初期坂東武士団に共通の認識が存在したためであると考えた。

第三章「将門の新皇即位と菅原道真・八幡大菩薩―菅原道真・八幡神の託宣をめぐる―」は、将門の新皇即位に菅原道真の靈魂・八幡大菩薩が出現する理由について検討し、併せて将門の叛乱の理由について説明しようとしたものである。

菅原道真の子で、父の左遷事件に連座した菅原兼茂が、承平年間の後半頃常陸介であったことを突き止めた。大和守時代に父道真の霊から国家に重大事件が起こるとの予言を受けたとの風聞があったことから、道真の靈魂出現の背景に兼茂が介在した可能性が高いと推定した。そして、即位場面に道真の靈魂を持ち出したのは、将門の即位場面に登場し、兼茂と同任もしくは直後に常陸掾となった藤原玄茂と考えた。その結果、道真の左遷事件と将門の乱に、直接的関係が想定できることになった。

一方、八幡神については、『将門記』の託宣場面に仏教音楽が描かれているところから、石清水八幡宮の放生会との関係を指摘し、具体的には当時都で大流行していた石清水八幡新宮の影響を受けていたと推定した。とくに新宮の立地場所が都から東国へ抜ける粟田山および山科付近であったところから、新宮の信仰と東国に密接な関係を見出し、興世王などと京下の国司によって八幡神の託宣が演出されたと考えた。また、『本朝世紀』天慶元年（九三八）八月十二日条の「菩薩の広徳、普く法界を罩^ホう」との文言から、八幡神は、皇祖神でありながらすべての宗教を包括する許容性の広い神格であった故に、道真の霊ともベア^{ベア}を組むことが可能であり、八幡神自体を反逆神とみる義江彰夫説は成立しないことを指摘した。

以上の検討をもとに、乱の原因について、常陸掾藤原玄茂・武藏権守興世王、玄茂と近親関係にあったと推察される大私菅田領主藤原玄明、足立郡司武藏武芝等の在地での立場や出自を検討した。その結果、藤原玄茂・玄明は常陸介藤原維幾と、また興世王は武藏守百濟貞連と確執があったが、これらは在地の富豪層と院宮王臣家の関係を切断するために受領に権力を集中し、國務を請け負わせた九世紀末以来の国制改革に対する反発であった。また、武芝は判官代という在庁官人でありながら、一方では奈良時代以来の伝統的郡領氏族であったため、共同体の族長的性格をもつ古いタイプの郡司から脱却できず、それが興世王との確執につながった。彼らはいずれも国制改革に不満を抱く守旧的立場に身をおく人間であり、国制改革を推進した藤原氏に左遷させられた菅原道真の靈魂に仮託して、叛乱に及んだと推定した。

第四章「平維良の乱」は、従来ほとんど顧みられたことのなかった平維良という人物を通して、東国史および初期の武士団の様相を探ったもの。

まず、古記録にみられる平維良の事績を追い、長保五年（一〇〇三）下総国府を焼き討ちし、追討使を派遣されながらも、長和元年（一〇一二）頃には鎮守府將軍に任じられ、重任のとりなしを依頼するために、莫大な財宝を藤原道長に贈った平維良の事績を跡付け

た。彼は貞盛流平氏に属し、父は貞盛の弟繁盛の子兼忠、兼忠は『今昔物語』では上総介としてみえる。従来『今昔物語』の信憑性は不明であったが、長保三年（一〇〇一）成立の『禅定寺領田畠流記帳』にみえる「藤兼忠」が「平兼忠」の誤りと考えられ、史実として確認できる。したがって、兼忠は乱の直前に上総介であり、維良は父の権威を利用して房総で勢力を得、国衙に反抗した受領国司の子弟であったことを明らかにした。

一方、維良の乱の後、彼が罪を深く追求されなかった理由は、名の一字に「維」を冠する貞盛流平氏が藤原道長・実資等摂関家と密接な主従関係にあり、積極的な滅免運動を行つたためであると考えた。

さらに、乱の直後に平忠常が勢力を扶植した理由は、房総での貞盛流平氏を抑さえ込むため、敵対関係にあった良文流の忠常を国司として起用した結果ではないかと推測し、忠常の乱の際、貞盛流平氏の維時が上総介に、その子の直方が追討使として派遣され、「亡国」とさえいわれたすさまじい東国の荒廃も、貞盛流平氏と良文流平氏の世代を越えた私戦的性格に起因したのではないかと推測した。

第Ⅲ部は、水上交通と東国の牧について論じたものである。

第一章「古代東国の外洋交通」は、奈良時代以来、東国の外洋に頻繁な海上交通が存在したことを述べたものである。

新訂増補国史大系本『続日本紀』宝龜七年（七七六）七月己亥条には、

令造_ニ安房・上総・下総・常陸四国船五十隻_一、置_ニ陸奥国_一、以備_ニ不虞_一、

とあり、従来、安房・上総・下総・常陸四国に官の軍船を造らせ、陸奥国に置き、緊急事態に備えさせたと解釈されてきた。ところが、国史大系本の底本の谷森本（宮内庁書陵部蔵）を調査すると、「和市」を擦り消して「令造」と上書きしていることが判明した。そして、名古屋市蓬左文庫所蔵の金沢文庫旧蔵本等でも「令造」にしているところから、「和市」が正しいと断定した。「和市」とは、双方の合意の上で売買するという意味であるから、安房・上総・下総・常陸四国の国衙に五十隻の船を買い上げさせ、陸奥国に置き緊急事態に備えたという意味になる。買い上げた対象は在地首長層と考えられ、この史料から、東国の郡司層は、太平洋沿岸を航行可能な多くの私船を有し、実際に交易活動を行っていたと考えた。

ついで、福島県いわき市荒田目条里遺跡出土の木簡等により、在地首長による船・津・海洋技術者の支配・管理の実態を明らかにした。また、『常陸国風土記』等の記載から、七世紀後半以降、海上からの征夷が行われ、延暦期に入っても坂東の沿海国から多量の兵

糧米が東北に運搬されたが、その中心地となったのが房総三国および常陸国であり、河川の下流域に存在したラグーンおよび「香取の海」と呼ばれた入海がその基地であったとした。従来、東国では陸上交通ばかりが強調されてきたが、活発な海上交通の存在を考慮すべきであると結論づけた。

第二章「古代東国の沿岸交通―中世との接点を求めて―」は、房総半島と三浦半島および伊豆半島、そして伊豆諸島との海上交通について、中世との連続性を考慮しながら考察したものである。

中世初期における三浦半島と房総半島の海上交通の存在を確認した上で、長和五年（一〇一六）年に安房守となった大江時棟が、船を用いていたことを明らかにした。また、十二世紀はじめに編纂された『二中歴』掲載の二つの日本図に、伊豆国から上総国、伊豆国から安房国への道が存在することを指摘し、『二中歴』の百科事典的性格から、十二世紀はじめには、伊豆国から房総半島への海上交通は、ごく一般に知られていたとみた。

この実例として取り上げたのが『津守国基集』の和歌である。津守国基は、『後拾遺和歌集』の撰者で、住吉大社の神主であった。『津守国基集』のなかから、応徳二年（一〇八五）に安房守となった息子の宣基のもとを訪れた後、船で安房国から駿河国入江浦に渡り、再び船で出航しようとした。しかし、風が吹いて出航できなかつたので、御穂神社に祈願した結果、無事出航できたという和歌を見出し、太平洋沿岸に海上交通が存在したと、入江浦とは中世の江尻津（静岡県清水市）のことであり、古代から海上交通の基地であったこと、式内社御穂神社は入江浦の守護神であり、津と神社の間に密接な関係があったことを明らかにした。

ついで、伊豆国三島神社の後神が上津島（神津島）の阿波神であるところから、阿波神は安房国の安房神社の分祠であり、安房神を介して伊豆半島・伊豆諸島・房総半島の間に海上交通が発達していたことを論証し、「安房」を「阿波」と表記したのが八世紀初頭以前に遡るところから、このような海上交通は少なくとも七世紀代には存在したと推定した。最近、中世東国の海上交通は脚光を浴びているが、中世になってはじめて現れたわけではなく、基本的には古代の延長上に存在したとの結論に達した。

第三章「香取の海」の交通」は、かつて、常陸国南部から下総国北部にかけて広がり、「香取の海」と呼ばれていた内水面の水上交通を扱った論考。

この入海が「香取の海」と呼ばれるようになったのは、藤原氏の氏神である香取・鹿嶋神宮が貴族に強く意識されるようになった結果、『万葉集』で近江国高島郡の琵琶湖を「香

取の海」「香取の浦」と詠んでいた歌が、平安後期の歌枕研究の中で、常陸の入海は比定されたためであった。十二世紀半ば頃に成立した藤原範兼の『五代集歌枕』が初見であり、順徳院の『八雲御抄』に継承された結果、歌枕として定着したと考えられる。

ついで、『常陸国風土記』の水上交通を検討し、郡家と津がセットで存在するところから、官衙と水上交通の密接な関係を明らかにした。また、官道とは別に水上交通による鹿島神宮から香取神宮への参詣ルートが想定できるとした。このルートは、検税使大伴旅人が筑波山を訪れた後、鹿島社から下総国へ「香取の海」を渡海した際の万葉歌、常陸介源頼信が平忠常を責めた『今昔物語』説話、鹿島使の経考が在地のようすを藤原実資に報告した『小右記』の記事、康元元年（一二五六）に鹿島神宮を訪れ、史料上はじめて現地で「香取の海」を読み込みながら、香取神宮に渡海した歌人藤原光俊の歌などから確認でき、古代から一貫した水上交通ルートが存在したと推定した。

ついで、古東海道が下総国から常陸国に渡海した最初の上陸地点榎浦津と、下総国神崎津（香取郡神崎町）を検討した。もっとも遡るのは、下総介平良兼が将門を攻めるために、神前津から葦前の津へ渡海した際の『将門記』の記載で、中世においても建暦二年（一二一二）の年紀を持つ金沢文庫文書から、神崎津から榎浦を渡海したことを確認した。なお、この史料では「夏浦」と表現されているが、「榎」の省画と見るべきであり、『常陸国風土記』成立から五百年後の史料によって、はじめて「榎浦」という名称を抽出できることを指摘した。また、文永九年（一二七三）の伊豆山神社文書から、神崎津には河関があったと考え、このように、神崎が古代中世を通じて要衝として機能したのは、この場所が半島上に突き出た地理的特質に由来すると考えた。以上の考察をもとに、官道廃止後も津の機能は存続し、地形的変化がなければ、古代と中世の津の位置や航路には、基本的変動がなかったと推定した。

第四章「御牧制の成立―貞観馬寮式御牧条の検討を中心として―」は、従来その起源が不明であった馬寮式御牧条（駒牽に供給される馬を飼育する牧の基本規定）が、『弘仁式』に規定されていたことを明らかにし、併せて唐の馬政と比較した論考である。

京都大学附属図書館所蔵平松家本『北山抄』巻九、羽林抄、分取諸牧御馬事の裏書から、
本朝月令云、〔貞観馬寮式云脱之〕 右、諸牧駒者云々、信濃・上野両〔国脱九〕 任〔甲斐、武蔵国也〕 三牧監、余国
主当、〔今案、甲斐国亦任三牧監〕、

という貞観馬寮式御馬条を復原した。「右、諸牧駒者云々、信濃・上野両任三牧監、余国任三主当、」までが『弘仁式』、「〔今案、甲斐国亦任三牧監〕、」が『貞観式』での改定で

ある。このことから、御牧制度がはじめて編纂法に組み込まれたのは『弘仁式』であり、『延喜式』とそれほど変わらない内容であったことを論証した。

ついで、牧の管理者に「監牧」（『類聚三代格』延暦十六年（九七九）六月七日官符）と「牧監」（『弘仁式』）がみえる点について検討し、弘仁格式が撰上された弘仁十年（八一九）段階では、「牧監」が正しかったものの、歴史的経緯を残すために格では「監牧」のまま改変しなかったこと、弘仁格式として解釈する際には、「牧監」と読み替えて解釈すべきことなどを指摘した。

また、唐制では「監牧」とは牧の管理者ではなく、「牧監」が置かれた牧のことを意味したため、『弘仁式』で「監牧」から「牧監」に改称されたと考え、わが国で諸牧の監察を行うために置かれた検牧使は、唐の群牧使に倣ったものであることを明らかにした。

第五章「院と東国―院牧を中心として―」は、東国に設置された院領の私牧について論及したものである。

勅旨牧になる以前の武蔵国秩父・小野牧は、それぞれ宇多院・陽成院の私牧であり、院が必要とする馬の重要な供給源であった。また、望月・穂坂牧についても前身が院牧であった可能性があり、勅旨牧には、令制牧の系譜を引くものと、十世紀はじめに院牧から編入されたものがあることを指摘した。院牧時代の秩父牧司高向利春は、わすかのうちに、しかも武蔵国一國で掾・介・守と昇進した異例の経歴を持つが、それは、彼が宇多院の近臣だったことに起因する。また、昌泰元年（八九八）に陽成院の命令で甲斐國に遣わされた壬生忠岑も、院牧の経営を目的とし、当時坂東に横行していた群盗対策を任務とした。これらは、院の保持していた人事システムを利用して、近臣を国司・牧司等に派遣した貴重な例であり、当時制限されつつあった院の経済活動を維持するためであった。

牧は多額の私財をもたらず拠点であり、小野牧別当小野諸興のように中央と在地で広範な族的結合を持つ者も存在した。また、牧別当は、武官的性格を有し、その結果、牧別当の経験者は平将門の乱の鎮圧にも利用された。十世紀はじめには、信濃・上野・甲斐・武蔵國を中心に、群盗の問題が噴出するが、勅旨牧の設置國と同一で、しかも院牧の所在國ともほぼ一致すること、院の家人が中心であること、「馬」を焦点にしていること、牧には浪人等の党を発生させる要因があること等からみて、牧と群盗の発生の上に密接な関係を想定した。